

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年6月5日	
【会社名】	株式会社ジーニー	
【英訳名】	Geniee, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 工藤 智昭	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	
【電話番号】	03-5909-8177	
【事務連絡者氏名】	経営企画室部長代理 鈴木 基文	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	
【電話番号】	03-5909-8177	
【事務連絡者氏名】	経営企画室部長代理 鈴木 基文	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	877,541,040円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	902,820株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集は、2026年6月5日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 本自己株式処分に関連して、当社は、割当予定先であるディップ株式会社(以下「割当予定先」又は「ディップ」といいます。)との間で、2026年6月5日付で投資契約(以下「本投資契約」といい、本投資契約に基づく当社とディップとの間の資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結します。
4. 当社は普通株式以外にA種種類株式を発行しております。A種種類株式の内容は以下のとおりであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。

(1) A種優先配当金

ア. 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日(基準日を定めない場合には効力発生日とする。以下同じ。)として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記イに定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当(下記エに定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)を行ったときは、かかる配当の累積額をA種優先配当金から控除した額の金銭を支払うものとする。また、当該配当基準日から当該剰余金の配当の効力発生日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

イ. A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、配当基準日に応じて、それぞれ400円(以下「払込金額相当額」という。)に、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日がA種優先株式の最初の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日とする。)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間(以下、本イにおいて「配当計算期間」という。)が、以下の(ア)乃至(ウ)に定める期間に含まれる場合に、それぞれに対応する以下の配当率を、配当計算期間が当該期間に含まれる実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算して算出した配当率を乗じた金額の合計とする(除算は最後に行い、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(ア)払込期日から2年後の応当日の前日迄：年率3.0%

(イ)払込期日から2年後の応当日から払込期日の5年後の応当日の前日迄：年率4.0%

(ウ)払込期日から5年後の応当日以降：年率5.0%

ウ. 当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記エに定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。

エ. ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本エに従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記イに従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記イの但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本エにおいて「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)から累積額がA種優先株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率で、1年毎(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。))から

不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。本工に従い累積する金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、A種優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

(2) 残余財産の分配

- ア. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に $(1+0.05)^{n+m/365}$ を乗じて算出される額(但し、払込期日(同日を含む。)から以下に定める分配日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「n年とm日」とする。)、A種累積未払配当金相当額及び下記ウに定める日割未払優先配当金額の合計額(以下「本取得価額」という。)の金銭を支払う。但し、本アにおいては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、上記(1)エに定めるA種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額を計算する。なお、本取得価額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。
- イ. A種優先株主等に対しては、上記アのほか、残余財産の分配は行わない。
- ウ. A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記(1)イに従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)

(3) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

- ア. A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社に対して、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに下記イに定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)を交付することを請求すること(以下「転換請求」という。)ができるものとし、当社は、当該転換請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令等において可能な範囲で、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。
- イ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、払込金額相当額に転換請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、下記ウ及びエで定める転換価額で除して得られる数とする。また、転換請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。
- ウ. 転換価額は、933円とする。
- エ. 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。
- (ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(ウ) 下記キに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本工において同

- カ．転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。
- キ．転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第9位まで計算し、その小数第9位を四捨五入する。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日を行い、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- ク．転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本クにより不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 金銭対価とする取得条項

ア．当社は、払込期日以降、いつでも、取締役会の決議により別に定める日(但し、全てのA種優先株主等が同意した場合を除き、当社は、30営業日前の日(同日を含まない。)までに、会社法第168条第2項及び第169条第3項に定める通知(なお、公告をもってこれに代えることはできない。)をA種優先株主等に対して行うことを要し、当該日の30営業日前の日以降に通知を行った場合、当該通知の日の31営業日後の日とする。以下「取得日」という。)の到来をもって、取得日における分配可能額を限度として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得すると引換えに、当該取得日における、上記(2)アで定める本取得価額(なお、「分配日」を「取得日」に読み替えて計算する。)に、当該金銭対価取得に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額の金銭を支払う。

イ．当社が、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て

ア．当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

イ．当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

ウ．当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

5. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	902,820株	877,541,040	
一般募集			
計(総発行株式)	902,820株	877,541,040	

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
972		100株	2026年6月22日～ 2026年6月23日		2026年6月24日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 申込みの方法及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われな

なります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジーニー 管理部	東京都渋谷区東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店	東京都港区新橋 4 - 3 - 1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
877,541,040	3,450,000	874,091,040

- (注) 1 新規発行による手取金の額は、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。
2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及び有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額874,091,040円につきましては、以下の内容に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
本資本業務提携に伴うシステム開発及び人材投資、並びにAI技術を活用したシステム開発費等のその他の投資	708	2026年7月～2027年3月
既存借入金の返済	163	2026年6月～2029年1月
財務体質の強化のため(運転資金等)	1	2026年6月
計	874	-

(注) 支出予定時期までの資金管理については、銀行預金により安定的な資金管理を図る予定であります。

本資本業務提携に伴うシステム開発及び人材投資、並びにAI技術を活用したシステム開発費等のその他の投資

本資本業務提携により調達する資金については、本資本業務提携に係る広告プラットフォーム領域における機能開発及びマーケティングSaaS領域におけるプロダクト競争力の強化、並びにこれらを推進するためのエンジニア等の採用・人材投資に充当する予定であります。具体的には、開発体制の強化に係る人件費及び採用費、AI技術等を活用したプロダクト開発・機能拡充に係るシステム開発費等として、2026年7月から2027年3月までに708百万円を充当する予定であります。

既存借入金の返済

163百万円については、以下2件の借入金の返済に充当する予定であります。なお、資金使途は運転資金であり、2026年6月5日時点における借入残高は163百万円です。

借入先	借入日	借入金額	返済期限	利率	借入残高
高知銀行	2025年12月30日	100,000千円	2026年12月30日	0.85%	75,000千円

伊予銀行	2026年1月30日	100,000千円	2029年1月31日	1.66000%	88,888千円
------	------------	-----------	------------	----------	----------

財務体質の強化のため(運転資金等)

1百万円については、運転資金等に充当する予定であります。具体的には、事業運営に係る人件費及び、外注費、システム関連費用その他の運転資金等として、2026年6月に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ディップ株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第29期 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日) 2026年5月20日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

(注) 「割当予定先の概要」及び「提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、2026年6月5日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

(1) 本資本業務提携の目的及び理由

当社は「誰もがマーケティングで成功できる世界を創る」、「日本発の世界的なテクノロジー企業となり、日本とアジアに貢献する」という2つのPurposeを掲げ、企業のマーケティングDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援するプロダクトを多数提供しています。

一方、ディップは、「Labor force solution company」をビジョンに掲げ、人材サービスおよびDXサービスの提供を通じて、労働市場における諸課題の解決と誰もが働く喜びと幸せを感じられる社会の実現を目指しています。

また、両社間の事業連携を中長期的に深耕し、より実効性のある協業体制を構築するためには、業務上の連携に加えて資本面での関係強化を図ることが有効であると考え、当社は同社との間で資本業務提携を行うことといたしました。

(2) 本資本業務提携の内容

ア 資本提携の内容

当社は、本自己株式処分により、ディップに当社普通株式902,820株（発行済普通株式総数に対する割合5.00%）を割り当てます。これにより、本自己株式処分後のディップの当社に対する議決権所有割合は6.78%となる予定です。

イ 業務提携の内容

ディップとのサービス共同開発および事業連携を通じて、両社の企業価値向上ならびに事業の拡大・発展を図るものであります。

(3) 本自己株式処分を選択した理由

上記(1)「本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、ディップとの資本業務提携につき具体的な協議を進める中で、提携による効果を見込めると判断いたしました。

本資本業務提携における本自己株式処分を選択した理由は、以下の通りです。

(a) 当社は2024年7月にソフトバンク株式会社から自己株式を取得しており、現時点（2026年3月31日現

在)においても5,630,417株の普通株式を所有しているため、自己株式の処分が新株式発行よりも効率的な資金調達手段であること。

(b) 銀行借入や社債発行などの負債性資金調達手段に比べ、財務健全性の維持に資すると判断したこと。

(c) 公募増資やライツ・オフリング等に比べ、特定の資本業務提携先との強固な関係構築を前提とする第三者割当による調達が最適であると判断したこと。

これらを総合的に勘案し、発行コスト、資金調達までの期間、財務健全性、資金調達の確実性等を踏まえた結果、ディップへの本自己株式処分が最適な資金調達方法であると判断し、本投資契約を締結し、自己株式の処分を決議いたしました。

なお、本自己株式処分により既存株主には一定の希薄化が生じますが、当社は希薄化の影響を十分に検討した上で、本処分が既存株主の利益向上に資するものと考えております。また、処分数量及び株式の希薄化の規模についても合理的な範囲内であると判断しており、本資本業務提携に伴うディップとの関係強化は中長期的な企業価値の向上に寄与すると考えております。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	処分予定株式数
ディップ株式会社	当社普通株式	902,820株
合計		902,820株

e 株券等の保有方針

本自己株式処分は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携の一環として行われるところ、当社は、本自己株式処分により割り当てる当社普通株式について、割当予定先からは、中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。また、本投資契約において、割当予定先は、払込期日の翌日から2年間、本自己株式処分により取得する当社普通株式(以下「本株式」といいます。)を譲渡、承継、担保権の設定その他一切の処分を行うことができない旨を合意しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が本自己株式処分の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるディップの「第29期有価証券報告書」に記載されている連結財務諸表により、ディップが本自己株式処分の払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、かかる払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるディップは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、ディップが東京証券取引所に提出した2026年3月2日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載された、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」から、ディップ及びその役員は、反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。また、本投資契約において、割当予定先から、割当予定先及びその役員につき、反社会的勢力に当たらないこと等に関して表明保証を受けております。

2 【株券等の譲渡制限】

上記「1 割当予定先の状況」の「e . 株券等の保有方針」に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結する本投資契約において、割当予定先は、払込期日の翌日から2年間、本株式を譲渡、承継、担保権の設定その他一切の処分を行うことができない旨を合意しております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本株式の処分価額については、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である2026年6月4日(以下「基準日」といいます。)までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値単純平均値である972円(円未満切り捨て)といたしました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値の単純平均値を採用したのは、直近1ヵ月において、安値888円、高値1,044円となっており、株価の変動幅が相応に大きい傾向にあったことから、直前営業日という特定の日の株価のみを基準とするのではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより、短期的な株価変動の影響を一定程度平準化でき、算定根拠としての客観性および合理性をより確保できると判断したためであります。また、算定期間を直近1ヶ月間としたのは、直近3ヶ月間、直近6ヶ月間と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社普通株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、割当予定先と協議の上決定いたしました。なお、当該処分価額972円は、基準日の終値894円に対して8.72%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、ディスカウント又はプレミアムの計算において同じとします。)、基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値960円に対して1.25%のプレミアム、基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,000円に対して2.80%のディスカウントとなる価格となります。

当該処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、当社は割当予定先にとって特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。また、当社の監査等委員会も、上記処分価額は、当社普通株式の価値を表す客観的な指標である市場株価が基準とされており、かつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、割当予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法と考えられる旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る処分株式数は、902,820株(議決権数:9,028個)であり、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数18,056,400株(総議決権数:124,182個)に対して5.00%(総議決権数に対する割合:7.27%)(いずれも小数点以下第三位を四捨五入)に相当し、当社普通株式に一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本自己株式処分は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携は、さらなる営業強化・連携、新たなソリューションの開発や提供を実施することなどにより、事業の強化を図るものです。したがって、本自己株式処分は、将来的な当社の売上・収益の拡大に結び付き得るものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与し、既存株主の利益にも資すると見込まれるものであり、これらを踏まえると、当社は、本自己株式処分における処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
工藤智昭	東京都渋谷区	6,544	52.70	6,544	49.13
ディップ株式会社	東京都港区六本木三丁目2 番1号			902	6.78
NICE SATISFY LIMITED	MARCY BUILDING, 2ND FLOOR, P.O.BOX 2416, ROAD TOWN TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS	402	3.24	402	3.02
五味大輔	長野県松本市	341	2.75	341	2.56
吉村卓也	東京都品川区	326	2.63	326	2.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 - 12	213	1.72	213	1.60
田中幸夫	大阪府大阪市北区	177	1.43	177	1.33
熊木丈	東京都品川区	135	1.09	135	1.01
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目 13-1	133	1.08	133	1.00
株式会社プレミアム・キャ ピタル・マネジメント	東京都港区六本木7丁目3 - 12	99	0.80	99	0.75
西村裕二	東京都渋谷区	86	0.69	86	0.65
計		8,456	68.13	9,358	70.28

- (注) 1 2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2 上記のほか自己株式5,630,417株(2026年3月31日現在)は、割当後4,727,597株となります。
3 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
4 所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して表記しております。
5 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2026年3月31日現在の総議決権数(124,182個)に本自己株式処分により増加する議決権数(9,028個)を加えた数(133,210個)で除した数値です。
6 株式会社みずほ銀行が保有するA種優先株式10,000,000株は上記から除外しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自2024年4月1日 至2025年3月31日)
2025年6月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第16期中(自2025年4月1日 至2025年9月30日)
2025年11月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年6月5日)までに、以下に掲げる書類を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月2日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年9月8日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年9月17日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同項第7号の3の規定に基づく臨時報告書を2026年6月5日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づく臨時報告書を2026年6月5日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月5日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年6月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当社が公表した2026年5月21日付「『GENIEE MA』への不正アクセスに関するお知らせ」に記載のとおり、当社が提供する「GENIEE MA」において、第三者による不正アクセスを確認いたしましたが、これによる当社業績への影響については、現在精査中であり、今後、業績に重大な影響を及ぼすことが判明した場合には、速やかに公表いたします。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジーニー 本店
(東京都新宿区西新宿六丁目8番1号)
株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。